

第7章 計画推進のためのそれぞれの行動指針

関係者の協働により、本市の特色に合った取組が実施できるよう、市民、農業者・農業団体、事業者、関係機関・団体等の責務と役割を明らかにし、次のとおり行動指針を定めます。

1 市民

- ・ 本市の農業・農村を支えるため、地産地消への取組を理解し、安全安心な地域食料を積極的に利用します。
- ・ 心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるよう、食に関する知識を深めます。
- ・ 直売所等を積極的に利用し、糸島産農畜産物の購買・消費に努めます。
- ・ 九州大学等との連携事業に積極的に参加し、市民としての提言等を行います。
- ・ 水源かん養や洪水防止等中山間地域の農地が果たす多面的機能を理解し、農村環境の保全に努めます。
- ・ 家庭での食事の中で、食事を作る人や生産する人への感謝の心を育み、食事のマナーや健康を保持・増進する食生活の考え方を身につけるよう努めます。
- ・ 家庭での男女差別や男女の役割についての誤った考えや思い込みを改めることに努め、家庭や地域で実践します。

2 農業者・農業団体

- ・ 環境保全型農業直接支払事業などにより、農産物の安全安心の配慮等を図り、適正な農業経営を確立します。
- ・ 学校給食における地産地消を推進するため、注文に対応できる生産量を確保するとともに、生産者グループの拡大・強化を図ります。
- ・ 地域で生産される農畜産物を直売所に出荷するなど、地域内で流通できるような出荷形態や体制づくりに努めるとともに、生産する農畜産物等に関する正確かつ適切な情報発信を行います。
- ・ 生産基盤・施設の整備や高性能機械の導入、ICT技術やロボット化などにより、生産性の向上と省力化を図ります。
- ・ 地域や土壌に合った作物を作付し、地域の特産品としての地位の確立に努めます。
- ・ 新規就農者への経営や栽培指導を積極的に行い、地域農業の担い手を育成します。
- ・ 遊休農地、未利用の施設や農業用機械を、新規就農者へ貸与等に協力します。
- ・ 地域の農業用排水路、ため池、農道等の維持管理に努め、耕作放棄地の発生の防止を図ります。
- ・ 不耕作地や不作付地は、他の農業者へ利用集積を行うなど、農地の有効利用に地域全体で取り組みます。
- ・ 市内の各団体により設置する連携会議へ参加し、観光を基軸とした経済活性化策についてアイデアを検討するとともに、各団体と検討した取組の実践に協力します。

3 事業者

- ・ 市内の飲食店、食品加工事業者、宿泊施設などが農畜産物を使用する場合は、糸島産を意識して使用します。
- ・ 農業者・農業団体と連携して、農畜産物の地域ブランドづくりに努めます。
- ・ 無秩序な農地の開発は行いません。
- ・ 農業への理解促進に向け、市内外を問わず積極的な情報発信を行います。
- ・ 市内事業所間相互の困りごとや新たな需要の開拓に向けた解決を図るため、積極的な意見交換などを行い、それぞれの強みを生かした農畜産物の付加価値の向上を図ります。

4 関係機関・団体

- ・ 九州大学や農業研究機関等の農業技術について、積極的に情報提供を行います。
- ・ 農業団体や地域組織等の役職に、女性農業者を積極的に登用します。
- ・ 市民、農業者・農業団体、事業者が取り組んでいる地産地消の取組を支援するとともに、本市が実施する施策について、助言・協力します。

5 その他

- ・ それぞれの地域の特性を生かし、個性豊かな地域食材や郷土料理に親しみ、市民相互のふれあいを通じて、食文化の継承や地産地消の推進、健全な食生活の実践のための活動に取り組むように努めます。